

生食輸発0601第1号
平成29年6月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産レイシ(ライチ)の4-クロルフェノキシ酢酸)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成29年5月29日付け生食輸発0529第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産生鮮レイシ(ライチ)から基準値を超える4-クロルフェノキシ酢酸を検出したことから、同通知の別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		4-クロルフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超える4-クロルフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。